

環水大土発第100630002号
平成 2 2 年 6 月 3 0 日

都道府県土壤環境保全担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

農用地土壤汚染対策地域の指定の解除について

農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の指定の解除は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項により、「対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたとき」に、都道府県知事が行うことができることとされているところである。

今般、対策地域の指定の解除の運用を以下のとおり整理したので、貴職におかれては、これを参照し、対策地域の指定の解除に係る事務を行うこととされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 対策事業の実施による対策地域の指定の解除

対策地域の指定の解除の要件となる「対策地域の指定の要件となつた事実の変更」（法第 4 条第 1 項）は、対策地域として指定された地域において「農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業」（法第 5 条第 2 項第 2 号ロ。以下「対策事業」という。）が行われることにより、当該地域が農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 2 0 4 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項に掲げる地域に該当しなくなることである。

具体的には、対策地域に係る特定有害物質の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる条件を満たすことである。解除に当たっては、原則として、この条件が満たされる状態が 3 年間継続することを確認することが望ましい。

- ① カドミウム及びその他の化合物 米に含まれるカドミウムの量が 0.4 mg/kg を超えると認められる地域又はそのおそれが著しい地域に該当しなくなること。
- ② 銅及びその他の化合物 農用地の土壤に含まれる銅の量が 125 mg/kg 以上であると認められる地域に該当しなくなること。
- ③ 砒素及びその化合物 農用地の土壤に含まれる砒素の量が 15 mg/kg（令第 2 条第 1 項第 4 号括弧書により都道府県知事が別の値を定めた場合にあっては、当該別の値）以上であると認められる地域に該当しなくなること。

2 対策事業の実施によらない対策地域の指定の解除

対策地域に指定された地域が田（カドミウムに係る対策地域にあつては陸稲が生産可能な畑を含む。以下同じ。）以外の土地となり、又は当該土地になることが確実であると認められる場合には、1にかかわらず、対策事業を行うことなく、当該地域について、対策地域の指定を解除して差し支えないものとする。

ここにいう「対策地域に指定された地域が田以外の土地となり、又は当該土地になることが確実であると認められる場合」とは、対策地域に指定された地域が田としての農作物の生産機能を失っていることをいい、具体的には、田が実際に転用されて宅地、道路等になっている場合のほか、水路や畦畔等の除去、樹木の植栽などにより田としての農作物の生産機能を失っていることが明らかである場合や、土壌の攪乱、締め固め等により農作物の作付けが不可能な場合が考えられる。

これに対し、例えば、不動産登記簿上の地目が変更されていても田の現況が残されている場合や確実な転用計画が策定されていても実際の工事が実施されていない場合には、対策事業を行うことなく対策地域の指定の解除を行うことはできない。

また、農業者等が、対策事業の実施を待たず、自力で対策地域の特定有害物質による汚染を除去した場合には、1①から③までに定める条件を満たすことが確認された場合には、当該対策地域の指定の解除をすることができる。

3 その他

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第148号）の施行（平成22年6月16日）の際現に対策地域に指定されている地域の指定を解除する要件は、0.4 mg/kgを超えるカドミウムを含む米が生産されることを防止し、国民の健康の保護という法目的を達成するため、原則どおり、1①によることとなるので、念のため申し添える。